

電気工事士等の資格取得のための条件一覧表

2018年8月30日現在

		自家用電気工作物関係				一般用電気工作物関係
		第1種電気工事士 ※3	認定電気工事従事者 ※4	特種電気工事資格者 ※4		第2種電気工事士 ※3
				ネオン工事	非常用予備発電装置工事	
作業の範囲		500kW未満の自家用需要設備(ネオン用の設備及び非常用予備発電装置の電気工事を除く)及び一般用電気工作物の電気工事	500kW未満の自家用需要設備(ネオン用の設備及び非常用予備発電装置の電気工事を除く)のうち600V以下で使用する電気工作物の電気工事	500kW未満の自家用需要設備のうち、ネオン用の設備(分電盤、主開閉器、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及び付属設備)の電気工事	500kW未満の自家用需要設備のうち、非常用予備発電装置(原動機、発電機、配電盤及び付属設備)の電気工事	一般用電気工作物の電気工事
免状申請資格と条件	第1種電気工事士	/		免状取得後、5年以上の実務経験及び講習修了	免状取得後、5年以上の実務経験及び講習修了	
	第1種電気工事士試験合格者	大学、高等専修学校卒業後3年以上その他5年以上の実務経験	条件なし			
	電気主任技術者免状取得者(電気事業主任技術者を含む。)	免状取得後、5年以上の実務経験(工事、維持又は運用)	免状取得後、3年以上の実務経験(工事、維持又は運用)又は講習修了			
	高圧電気工事技術者試験合格者(S62まで実施)	高圧電気工事技術者試験合格後、3年以上の実務経験				
	旧電気工事士	3年以上の実務経験及び講習修了(H2/8まで実施)	免状取得後、3年以上の実務経験又は講習修了	3年以上の実務経験及び講習修了(H2/8まで実施)	3年以上の実務経験及び講習修了(H2/8まで実施)	第2種電気工事士とみなす(S63/9から)
	無資格者	10年以上の実務経験及び講習修了(H2/8まで実施)		10年以上の実務経験及び講習修了(H2/8まで実施)	10年以上の実務経験及び講習修了(H2/8まで実施)	
	ネオン工事技術者試験合格者(H2/8まで) ※1			条件なし		
	ネオン工事技術者証の被交付者(H16/3まで) ※1			条件なし		
	ネオン工事試験合格証の被交付者(H16/4から) ※1			条件なし		
	第1種、第2種自家用発電設備専門技術者資格証の被交付者(据付工事部門又は保全部門) (H16/3まで) ※2				条件なし	
	非常用予備発電装置工事講習修了及び試験合格に関する証書の被交付者(H16/4から) ※2				条件なし	
	第2種電気工事士		免状取得後、3年以上の実務経験又は講習修了	免状取得後、5年以上の実務経験及び講習修了	免状取得後、5年以上の実務経験及び講習修了	/
	第2種電気工事士試験合格者					条件なし
	指定養成施設の修了者					条件なし

※ 各講習実施先 (財)電気工事技術講習センター 〒105-0004東京都港区新橋4-24-8 第2東洋海ビル7階 03-3435-0897

※1 問い合わせ先 (社)日本サイン協会 〒105-0013東京都港区浜松町1-21-4 港ビル5F 03-3437-1526

※2 問い合わせ先 (社)日本内燃力発電設備協会 〒105-0014 東京都港区芝1丁目5番11号 芝L'sビル 2F 03-5439-4391

※3 問い合わせ先 各県の担当窓口

※4 問い合わせ先 九州産業保安監督部 電力安全課 〒812-0013福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎8F 092-482-5519